

入 札 説 明 書

令和 7 年札幌市告示第1579号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 4 月 11 日

2 契約担当部局

〒060－8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市都市局建築指導部管理課事務係（電話011-211-2859、FAX 011-211-2823）

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 7 年度建築物石綿含有建材調査者派遣等業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日までとする。
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札内訳書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「計量証明業」または「その他サービス業」に登録されている事業者であること。
ただし、本店または支店が札幌市内にあること。
- (3) 本業務履行にあたり、以下のアを有する者を 1 名、ア・イのいずれかを有する者を 1 名の計 2 名を従事させることが出来ること。
ア 特定建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書
※「建築物石綿含有建材調査者講習会登録規定」（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）附則第 1 条に基づく特定建築物石綿含有建材調査者も可とする。
イ 一般建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書
- (4) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加の停止措置を受けている期間中でないこと。

5 入札の参加について

- (1) 入札参加資格については上記 4 により定めているが、参加を希望する場合は、別紙「一般競争入札参加資格確認申請書」及び上記 4 (3)に定める証明書の写しを下記(2)のとおり提出すること。
なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 提出期限
令和 7 年 4 月 22 日（火）12 時 00 分
上記 2 の契約担当部へ持参又は送付すること（必着とする。）

6 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 2 に同じ。
また、入札説明書は札幌市都市局建築指導部ホームページにおいてもダウンロードすること

ができる。

【ホームページ URL】

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/keiyaku/250425ippankyousounyuusatu.html>

(2) 入札の日時及び場所

令和 7 年 4 月 25 日（金）12 時 00 分（必着とする。）

上記 2 に同じ。

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙の様式にて作成し、上記 2 の場所に送付又は持参により提出すること。電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ア 入札書を持参する場合

封筒に入札書を入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時及び調達件名を記載し、上記 2 あてに送付期限までに提出すること。

また、代理人が入札する場合は、委任状は入札書と同封せず提出すること。

イ 入札書を郵送する場合

二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。

また、代理人が入札する場合は、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。

ウ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話、電子メールによる質問は受け付けない。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 7 年 4 月 17 日（木）までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

質問及び回答の内容を随時、上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市都市局建築指導部ホームページに掲載する。

なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができ

ない。

(8) 開札

ア 令和7年4月25日（金）13時10分

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

※入札者を一同に会して行う入札ではないので注意すること。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 個人情報取扱安全管理基準の適合評価

受託を希望する業者は、別紙「個人情報取扱安全管理基準」に適合していることを様式1「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付した上で、契約締結の前までに提出すること。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約

書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別添のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は送付又は持参によるものとし、電送によるものは受け付けない。